

市の家計簿を公表します

市の財政がどのように運営されたかを市民の皆さんに知っていただくため、財政状況の公表を行っています。今回は、平成22年度決算の状況をお知らせします。詳しくは、市役所、各地域事務所および西部支所の掲示場に掲示するほか、市ホームページでも見ることができます。

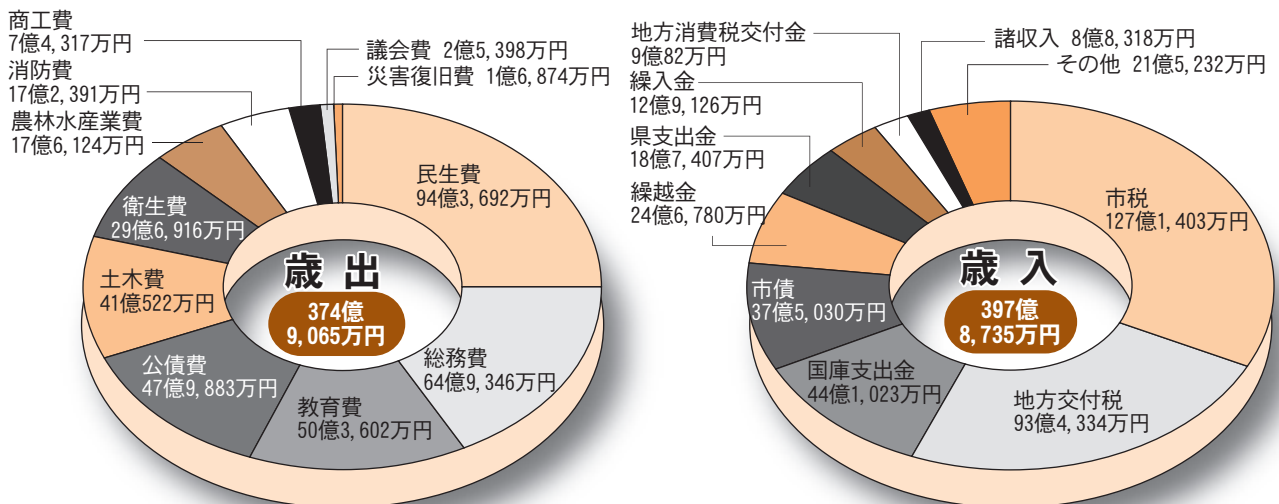
照会先 財政課 ☎ 23-6798

平成22年度決算の状況

一般会計の歳入総額は、397億8,735万円で、前年度と比較して14億687万円増加（伸率3.7%）しています。また、歳出総額は、374億9,065万円で、前年度と比較して15億7,796万円の増加（伸率4.4%）となっています。増加の主な要因は、子ども手当給付事業などによるものです。

市の借入金である市債は、一般会計、特別会計、企業会計の年度末現在高は、652億6,117万円で、前年度と比較して16億2,057万円減少（伸率△2.4%）しています。一方、貯金である財政調整基金、減債基金などの年度末現在高は、186億9,783万円で、前年度と比較して9億4,583万円増加（伸率5.3%）しています。

一般会計



の全部または一部として交付するものがあります。

- ◆財産収入
市が所有する財産の貸付け、売払いなどにより得た現金収入のことで、公共用地の売払収入や、基金積立金の利子などが該当します。
- ◆繰入金
各種基金の取り崩しにより繰り入れたお金です。
- ◆繰越金
前年度の決算上、余ったお金です。
- ◆諸収入
収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたもので、延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
- ◆市債
学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の費用が必要なものの財源に充てるため、地方自治体が、政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といい、市が調達する資金が「市債」です。

○歳出

- ◆議会費
市議会運営のための経費で、議員報酬も含まれます。
- ◆総務費
庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収な

どの経費です。

- ◆民生費
障がいのある方や高齢者に対する福祉の充実、子育て支援などの経費です。
- ◆衛生費
環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。
- ◆農林水産業費
農林水産業の振興を図るための支援や、生産基盤整備などの経費です。
- ◆商工費
商工業や観光の振興などの経費です。
- ◆土木費
道路や河川、公園などの社会資本整備のための経費です。
- ◆消防費
消防活動や災害対策などのための経費です。
- ◆教育費
学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。
- ◆災害復旧費
大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設等を復旧するための経費です。
- ◆公債費
市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

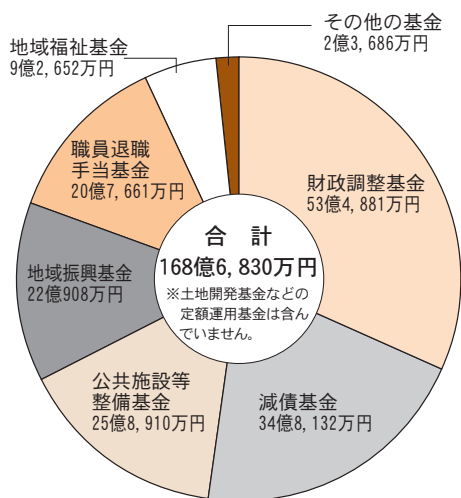
都市計画税の使途状況

| 区 分 | | 金 額 |
|-----------|------------|------------|
| 都市計画事業費など | 街 路 | 1億2,148万円 |
| | 公 園 | 4億2,802万円 |
| | 下 水 道 | 2億7,090万円 |
| | そ の 他 | 1億2,694万円 |
| | 都市計画事業計 | 9億4,734万円 |
| | 土地区画整理事業 | 3,291万円 |
| | 地方債償還額 | 21億4,069万円 |
| | 合 計 | 31億2,094万円 |
| 上記の財源内訳 | 地 方 債 | 1億3,670万円 |
| | 支 出 金 | 2億3,265万円 |
| | 負担金その他 | 1億 785万円 |
| | 都市計画税収入額 | 9億6,575万円 |
| | 一 般 財 源 等 | 16億7,799万円 |
| 合 計 | 31億2,094万円 | |

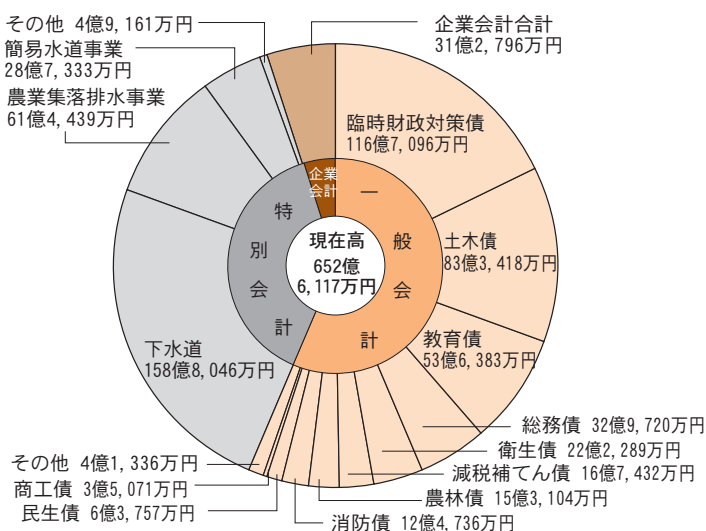
特別会計

| 会 計 名 | 収入済額 | 支出済額 |
|--------------------|-------------|------------|
| 国民健康保険特別会計(事業勘定) | 92億 315万円 | 88億2,322万円 |
| 国民健康保険特別会計(直診勘定) | 5億6,519万円 | 5億1,668万円 |
| 下 水 道 特 別 会 計 | 30億9,009万円 | 30億5,826万円 |
| 財 産 区 特 別 会 計 | 1,658万円 | 1,478万円 |
| 中小企業従業員退職金共済事業特別会計 | 2億5,409万円 | 2億5,409万円 |
| 食肉センター事業特別会計 | 4,614万円 | 4,614万円 |
| 老人保健特別会計 | 195万円 | 195万円 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 8億5,086万円 | 8億5,083万円 |
| 公設地方卸売市場事業特別会計 | 5,332万円 | 5,332万円 |
| 介護保険事業特別会計 | 50億9,644万円 | 50億5,592万円 |
| 簡易水道事業特別会計 | 5億 85万円 | 4億9,913万円 |
| 有線放送事業特別会計 | 4,074万円 | 3,971万円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 7億 393万円 | 6億9,018万円 |
| 合 計 | 204億2,333万円 | 199億 421万円 |

一般会計基金の状況



市債の状況



主な財政用語の説明

○会計区分

◆一般会計

市税、国や県からの補助金・交付金、手数料などの収入や、市の行う仕事に必要な支出といったお金の処理をまとめて行うために設けられた会計で、市のお金の流れの中心となっています。

◆特別会計

国民健康保険事業や下水道事業のように、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、その事業にかかるお金の流れをわかりやすくするために、一般会計とは別の会計を設けることになっています。

◆企業会計

事業で収益をあげて、その収益でまかなわれる会計で、関市では上水道事業会計がこれにあたります。

○歳入

◆市税

市民や市内に事務所などをもつ法人などに納めていただく税金で、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などがあります。

◆地方譲与税

国税として徴収したものを、国が一定の基準によ

り、市に対して譲与するもので、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

◆地方消費税交付金

地方消費税の一部を財源として、県が人口と従業者数で按分し、市に対して交付するものです。

◆地方交付税

全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。

◆分担金・負担金

市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するもので、保育園の保育料などが該当します。

◆使用料・手数料

市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける方から、その受益に対する実費負担的なものとして徴収するもので、体育館などの施設使用料や、住民票の写しの交付手数料などが該当します。

◆国庫支出金

国が市に対して支出するもので、負担金、財政援助のための補助金、委託金などがあります。

◆県支出金

県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費

市民一人あたりの使い道

| 区 分 | 1人あたり |
|-------------|----------|
| 議 会 費 | 2,723円 |
| 総 務 費 | 69,605円 |
| 民 生 費 | 101,157円 |
| 衛 生 費 | 31,827円 |
| 農 林 水 産 業 費 | 18,879円 |
| 商 工 費 | 7,966円 |
| 土 木 費 | 44,005円 |
| 消 防 費 | 18,479円 |
| 教 育 費 | 53,982円 |
| 災 害 復 旧 費 | 1,809円 |
| 公 債 費 | 51,440円 |
| 合 計 | 401,872円 |

市税に対する負担状況 人口 93,290人：平成23年3月31日現在

| 区 分 | 1人あたり |
|---------------|----------|
| 市 民 税 | 52,980円 |
| 固 定 資 産 税 | 65,317円 |
| 軽 自 動 車 税 | 1,988円 |
| 市 た ぼ こ 税 | 5,116円 |
| 特 別 土 地 保 有 税 | 0円 |
| 都 市 計 画 税 | 10,352円 |
| 入 湯 税 | 532円 |
| 合 計 | 136,285円 |

上水道事業会計

| 区 分 | 収入決算額 | 支出決算額 |
|-------|------------|------------|
| 収益的収支 | 11億4,117万円 | 10億7,596万円 |
| 資本的収支 | 3億7,330万円 | 7億7,203万円 |

※資本的収支の収入額が、支出額に不足する額は、減債積立金、建設改良債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補てんしました。

健全化判断比率と資金不足比率からみる財政の健全度

平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、財政の健全度を判断するための4つの指標からなる「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表し、早期の健全化を促す仕組みが作られました。

法律では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政状況をチェックするとともに、市民の皆さんに公表することとされました。

平成22年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりいずれも早期健全化基準等を下回り、前年度に引き続き健全な状態です。

現在の健全財政を維持するとともに、より健全かつ強固な財政基盤を作り上げることが重要であり、引き続き、堅実な財政運営に努めていきます。

健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

| 指標名 | 平成22年度 | 平成21年度 | 参考 | | 説明 |
|----------|--------|--------|---------|--------|---|
| | | | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | |
| 実質赤字比率 | — | — | 12.20% | 20.0% | 市の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | 17.20% | 40.0% | 市のすべての会計の赤字や黒字を合算して、市全体の赤字の程度を指標化し、市全体の財政運営の深刻度を示す比率 |
| 実質公債費率 | 12.1% | 11.7% | 25.0% | 35.0% | 市の借入金の返済額や、これに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率 |
| 将来負担比率 | 20.9% | 45.6% | 350.0% | — | 現時点での市の借入金の額や将来負担しなければならない額を指標化し、今後の財政運営を圧迫する可能性を示す比率 |

資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

| 事業名 | 平成22年度 | 平成21年度 | 参考 | 説明 |
|------------|--------|--------|---------|--|
| | | | 経営健全化基準 | |
| 上水道事業 | — | — | 20.0% | 公営企業の資金不足を指標化し、経営状況の深刻度を示す比率 (一般会計などの実質赤字比率に相当するもの) |
| 下水道事業 | — | — | | |
| 農業集落排水事業 | — | — | | |
| 食肉センター事業 | — | — | | |
| 公設地方卸売市場事業 | — | — | | |
| 簡易水道事業 | — | — | | |

※「平成21年度」および「平成22年度」欄の実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率の値が「—」となっているのは、各会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字及び資金の不足額がないことによるものです。